

①相談・指導

・精神保健福祉センター、保健所において相談・指導を実施

(精神保健福祉センター:69箇所、保健所:490箇所(平成26年4月現在設置数))

②人材育成

・依存症回復施設職員研修事業(平成22年度～)

DARC(ダルク)、MAC(全国マック協議会)等の依存症回復施設職員に対して研修を実施

・精神保健福祉センター職員研修事業(平成27年度～)

精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者に対し、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムについての研修を実施

③地域体制整備

・依存症治療拠点機関設置運営事業(平成26年度～)

全国5か所に依存症治療拠点機関を設置し、専門的相談支援、精神科医療機関等への相談支援等を行うとともに、治療・回復プログラムの開発及び回復支援モデルの確立を図る

・依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業(平成27年度～)

精神保健福祉センターにおいて、依存症者に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施するための経費を助成することにより、全国的な普及を図る

・依存症家族対策支援事業(平成27年度～)

全国5か所の精神保健福祉センターにおいて、依存症家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを実施

④調査・研究

・依存症(アルコール、薬物の他、ギャンブル、ネットを含む)に関する厚生労働科学研究事業

依存症回復施設職員研修等事業

平成26年度予算額 平成27年度予算（案）
6,724千円 → 13,218千円

依存症回復施設職員研修（平成22年度～）

- 依存症回復施設職員の多くは**依存症当事者**であり、**依存症に関する医学的知識や利用可能な社会資源に関する知識を得る機会が少ない。**
- 依存症回復施設においても、職員の**人材養成が重要と認識している一方、財政上、あるいは人員上の事情から研修を行えていない。**
- 依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、**依存症回復施設職員に対する研修を行い、職員の資質向上を図る必要がある。**

精神保健福祉センター職員研修（新規）

- 精神保健福祉センターで**依存症者等への支援を行う者**に対し、**認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等**についての研修を実施する。

研修の内容

【依存症回復施設職員研修内容】

- 「依存症」に関する基礎的な知識
- アルコール、薬物の身体への影響
- 依存症者が利用可能な社会支援
- 基礎的なカウンセリング技法 等

【精神保健福祉センター職員研修内容】

- 依存症者に対する治療・回復プログラムの習得
- 依存症者の家族に対する心理教育プログラムの習得 等

依存症治療拠点機関設置運営事業

【目的】

平成26年度予算額:11,743千円 → 平成27年度予算(案):11,751千円

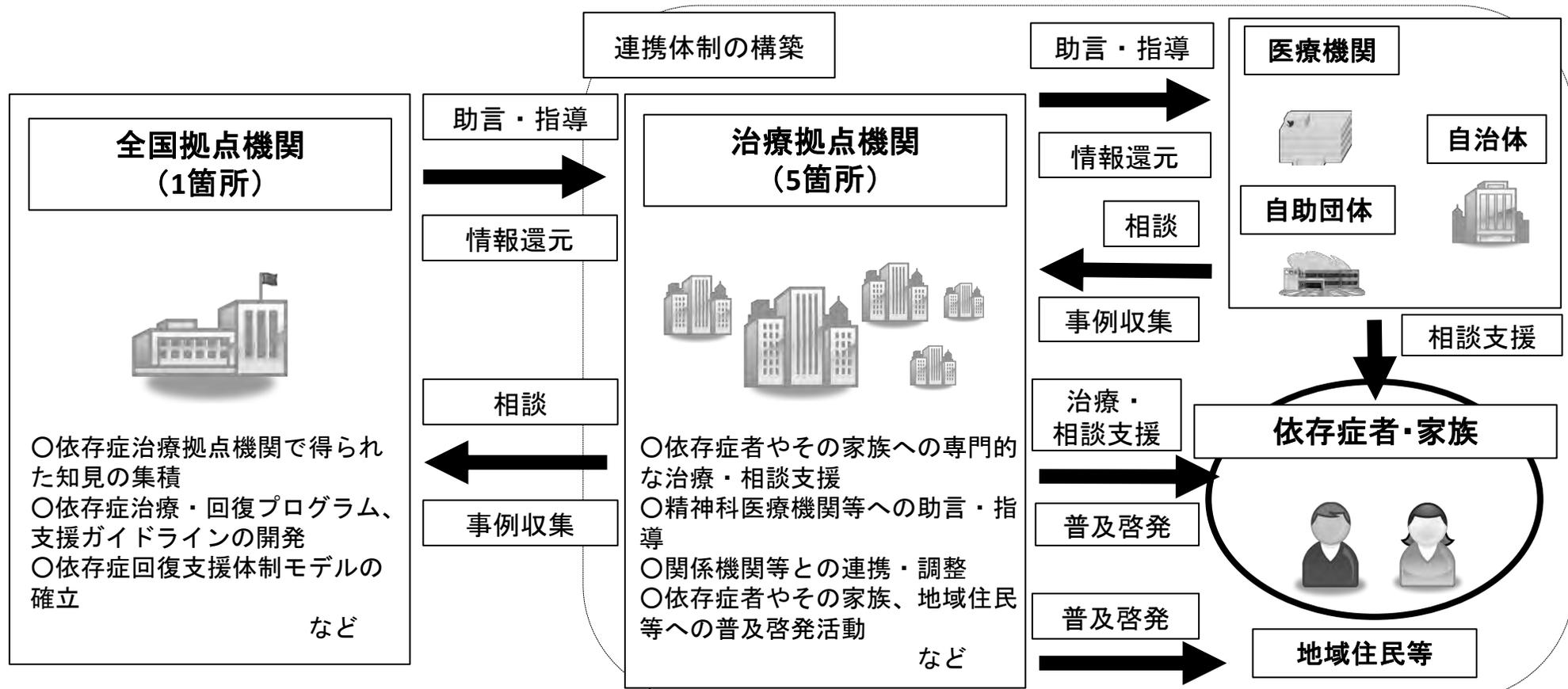
依存症者が必要な治療を受けられていない現状を踏まえ、依存症の専門的な治療・相談が受けられるよう医療機関の整備や、全国で均一な治療を受けられるよう治療・回復プログラム等の開発を目的とした依存症治療拠点機関設置運営事業を平成26年度から行う。

○全国拠点機関：1箇所 依存症の治療を専門的に行っている医療機関。厚生労働省が指定。

平成26年度採択：国立病院機構久里浜医療センター

○依存症治療拠点機関：5箇所 依存症の治療を行っている精神科医療機関。都道府県が指定。

平成26年度採択：5府県（神奈川県、岐阜県、大阪府、岡山県、佐賀県）

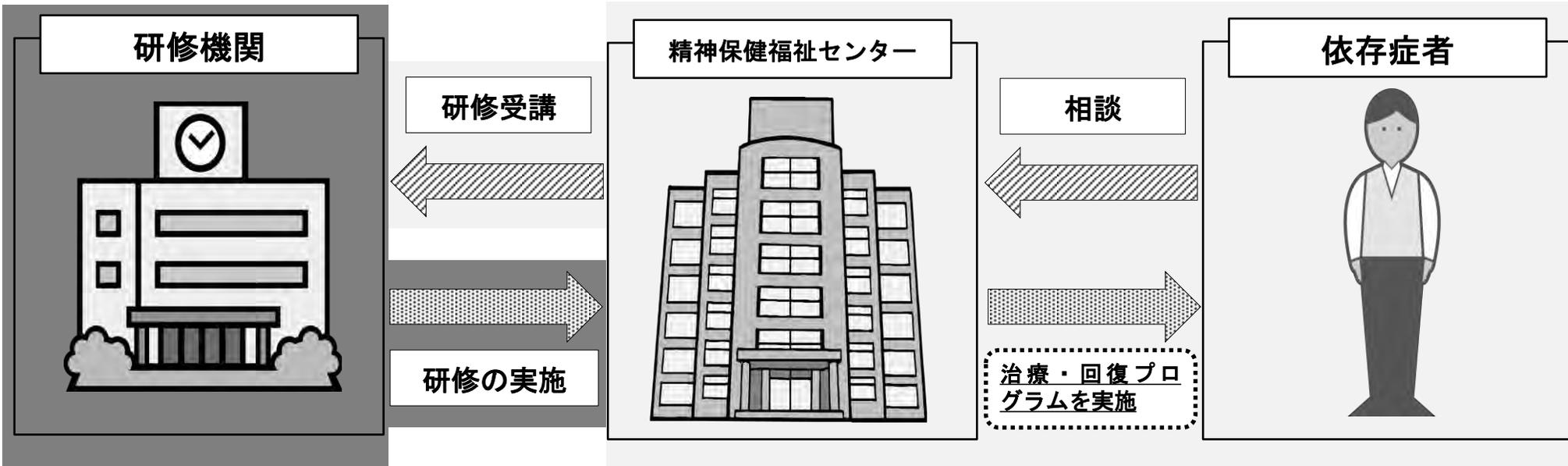


依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業について（新規）

平成27年度予算(案)：68,473千円

依存症者に対する治療としては、SMARPP(Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)などの認知行動療法を用いた治療・回復プログラムが有効であるとされているが、未だ全国的には普及しておらず、依存症者が必要な医療を受けることができない状況にある。

このため、依存症対策において地域の要としての役割を果たす精神保健福祉センターで、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施するための経費を助成することにより、治療・回復プログラムの全国的な普及を図り、依存症者が必要な治療・回復プログラムを受けられる環境を整備する。



※別途、依存症回復施設職員研修等事業において実施

本事業では、精神保健福祉センターを5箇所指定し、当該センターにおいて、依存症家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムを専門家により実施する。また、その際に精神保健福祉センターで家族の相談支援を行う者も心理教育プログラムに参加することとし、家族相談員として、プログラムに参加した家族が依存症者を支援する際のサポートに当たらせる。

これにより、これまで長期間、本人の問題行為に巻き込まれ消耗した家族へのケアのみならず、家族が果たしうる役割としての依存症者を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得、再発を早期に発見できる観察者の役割を果たす等、よりポジティブな家族支援を行うことができる。さらに、事業実施センターにおいて集積した知見等の評価・検討をもとに、厚生労働科学研究において全国の精神保健福祉センターで心理教育プログラムを実施するためのガイドラインの作成等を行うことで、これまでの依存症者及びその家族に対する相談、地域住民への普及啓発を超えた、精神保健福祉センターの役割の拡充、依存症者及びその家族への手厚い支援を目指す。

